特　記　仕　様　書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

１．工 事 名：総実加）６４１０緊急浚渫推進工事（鴨川土砂撤去工その６）

２．工事場所：一級河川鴨川／さいたま市北区奈良町地内外

（共通事項）

第３条　受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

① 500m^3 以上の土砂を搬入する工事

② 500ｔ以上の砕石を搬入する工事

③ 200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

① 500 m3 以上の建設発生土を搬出する工事

② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200ｔ以上搬出する工事

③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

２　受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、搬出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

３　排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）

または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア　紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ　電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（受領書の交付）

第４条　受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項）

第５条　受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

第６条　受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第５条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

第７条　受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（工事中標示板）

第８条　工事中標示板を掲示する工事については、その板に以下の内容を表示する。

１）工事名　　２）工事の目的　　３）工事請負金額

（工事関係）

第９条　本工事の施工にあたっては、事前に現地照査を行い、工事の実施に支障となるものについて、監督員に報告すること。

２　本工事の着手にあたっては、近隣住民に極力迷惑のかからないように事前周知・地元説明等を十分に行い、施工を開始すること。

３　仮設工において、足場の種類、構造、高さを明示するともに、風や上載するものの荷重など常時作用することのない荷重に留意し、仮設計画の検討・立案をすること。

なお足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業においては、幅 40cm 以上の足場板を設け、作業員は墜落制止用器具を使用することとする。

４　仮設工については、日常の作業開始前及び必要に応じ点検し、保守管理に努めること。

５　現場条件等により施工が困難な場合は、監督員と協議して検討すること。

６　ディーゼル自動車は、条例に適合していることを確認するとともに、不正軽油を使用してはならない。

７ 建設汚泥の搬出先は、以下を想定している。なお、下記処分先での受入れが困難な場合は、監督員と協議すること。

1) 処 分 先：（株）関根商店
2) 住　　所：埼玉県さいたま市西区三橋5-1768

８ 伐木の搬出先は、以下を想定している。なお、下記処分先での受入れが困難な場合は、監督員と協議すること。

1) 処 分 先：（有）太盛
2) 住　　所：埼玉県さいたま市浦和区大原５－１２－１

（関係法令の遵守）

第１０条　産業廃棄物たる建設汚泥の取り扱いに当たっては産業廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、実際の運用に当たっては以下の通知類も遵守する。

・建設汚泥の再利用に関するガイドライン
（平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第137号）
・建設汚泥の再利用に関する実施要領
（平成18年6月12日 国官技第48号、国官総第131号、国営計第38号、国総事第21号）
・建設副産物適正処理推進要綱
（平成14年5月30日 国官技第122号、国総事第21号、国総建第137号）
・建設リサイクルガイドライン
（平成14年5月30日 国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号）
・リサイクル原則化ルール
（平成18年6月12日 国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）
・建設汚泥処理土利用技術基準
（平成18年6月12日 国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）
・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【土木】
（平成14年5月30日 国営計第44号、国官総第127号）公共
・建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【営繕】
（平成14年5月30日 国営計第28号）
・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針
（平成17年7月25日 環廃産発第050725002号）

（再資源化施設の工事間利用）

第１１条－１　本工事から発生する建設汚泥は、再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めるものとする。受注者は、別の施設を選定する場合には、事前に監

督員の承諾を得る。なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア　産業廃棄物の種類及び土量　　建設汚泥　　１，８４０m3

イ　再生資源化施設　　さいたま市西区三橋地内　（株）関根商店
三橋改良土センター

２　受注者は、本工事から発生する建設汚泥について、「自ら利用」による「現場内利用」又は「工事間利用（利用側工事と元請業者が同一）」について検討を行うこと。

３　受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに「建設発生土（建設汚泥処理土）の搬出のお知らせ」を郵送・ＦＡＸ等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（再生資源利用計画）

第１１条－２　受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画）

第１１条－３　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（交通誘導警備員）

第１２条　交通誘導警備員は作業時に１名配置することを想定して計上している。なお施工条件等により交通誘導警備員の配置計画に変更が生じた際には変更協議の対象とする。

（振動、騒音等への対策）

第１３条　施工にあたっては、震動、騒音、粉塵を抑えるよう努めることとし、その対策として仕様書によらない施工方法を採用するときは、発注者と協議し、承諾を受けてから施工するものとする。

（安全管理）

第１４条　受注者は、第三者への安全確保について、細心の注意を払い施工しなければならない。

２　安全管理について、住民などから意見や注意があったときは、速やかに発注者へ報告するとともに、迅速かつ適切に対応するものとする。

（ゼロ・エミッション工事の推進）

第15条　工事の施工にあたっては、ゼロ・エミッション工事の推進に努めることとする。

（法定外の労災保険の付保）

第１６条　受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（週休２日制モデル工事）

第１７条　本工事は、埼玉県県土整備部「週休２日制モデル工事」（現場閉所型）の試行対象工事である。試行の実施は、埼玉県県土整備部「週休２日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県 県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。

埼玉県 県土整備部建設管理課ホームページ
ＵＲＬ：（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/syukyu2model.html）

（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事）

第１８条 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」の対象工事である。 詳細は、「埼玉県県土整備部建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（県土整備部）
〔埼玉県建設管理課ホームページ〕
http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/ccus.html

（建設現場における快適トイレ設置の試行について）

第１９条　本工事は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」の対象工事であり、快適トイレを設置することを原則とする。なお、設置する費用については、当初設計では計上していない。

詳細は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」を参照のこと。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kaitekitoire.html

（労務環境調査モデル工事）

第２０条　本工事が、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の対象工事となった場合は、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認すること。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

ＵＲＬ：http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html

ＵＲＬ：https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html

（ＩＣＴ活用工事について）

第２１条 情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的な活用を推進するため、施工プロ セスの各段階において、３次元データ等を活用するＩＣＴ活用工事（河床等掘削） を、受注者の提案・協議により選択できるものとする。

２ 対象となる工種の実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、 予め県のウェブページを参照すること。

ＵＲＬ：https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html

（その他）

第 ２２条　上記に定めるもののほか、工事の施工過程で生じた疑義は、総括監督員及び担当監督員と現場代理人が協議して解決するものとする。

技術者等の設置等に関する特記仕様書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、現場代理人の常駐、主任技術者または監理技術者（ 以下、監理技術者等という。） の設置に関し必要な事項を定めるものとし、この特記仕様書に記載されていない事項は、埼玉県土木工事共通仕様書によるものとする。

（適用）

第２条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名　総実加）６４１０緊急浚渫推進工事（鴨川土砂撤去工その６）

工事箇所　一級河川鴨川／さいたま市北区奈良町地内外

（技術者等の設置等）

第３条　契約締結後、工事開始日までの期間（施工体制及び資機材の確保等、現場施工の着手（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始）に向けた準備を始めるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しないとともに、監理技術者等の工事現場への設置を要しない。

なお、工事開始日については、契約締結後、発注者と受注者が協議して定める。

（現場代理人等通知書の提出）

第４条 受注者は、第３条の協議を行う場合は、契約締結後速やかに、監理技術者等の欄を空欄とした現場代理人等通知書を提出する。

２ 受注者は、第３条の協議により定めた工事開始日までに、監理技術者等を記載した現場代理人等通知書を提出する。

（ＣＯＲＩＮＳへの登録）

第５条 受注者は、第４条の現場代理人等通知書を提出後、速やかにＣＯＲＩＮＳの登録を行う。ＣＯＲＩＮＳ の登録期間は、現場代理人は第４条第１項の提出日から、監理技術者等は工事開始日からとする。

特例監理技術者等の配置に係る特記仕様書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

（技術者の配置等）

第２条　特例監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

（１）監理技術者補佐を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

　なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。

（３）監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）特例監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。

（５）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

（６）特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。

（７）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（同一の特例監理技術者が兼務できる工事）

第３条　同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

（提出書類）

第４条　受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

２　受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

（適用除外）

第５条　次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

一　埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

二　埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

（ＣＯＲＩＮＳへの登録）

第６条　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にＣＯＲＩＮＳへの登録を行うこと。

（その他）

第７条　既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

特　記　仕　様　書
(概算数量発注)

本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。

1. 工事仕様書の摘要欄に「概算数量」と記載した数量は概算数量であり、設計図書の照査及び現場精査後、必要に応じ変更する。
2. 設計変更

（１）設計図書の照査、工事記録による指示等

「埼玉県建設工事標準請負契約約款」、「埼玉県土木工事共通仕様書」、「埼玉県土木工事監督要綱」に基づき、設計図書の照査、工事現場の精査等を行い、必要な協議、指示又は承諾を工事記録により行う。

（２）設計変更

工事記録により発注者及び受注者が合意した設計数量に基づき設計変更を行う。

総合評価方式特記仕様書

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、総合評価方式に関し必要な事項を定めるものとし、この特記仕様書に記載されていない事項は、埼玉県土木工事共通仕様書によるものとする。

（適用）

第２条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名　　総実加）６４１０緊急浚渫推進工事（鴨川土砂撤去工その６）

工事場所　　一級河川鴨川／さいたま市北区奈良町地内外

（技術資料の内容の履行及び費用負担）

第３条　受注者は、入札時に提出した技術資料の内容を履行しなければならない。

ただし、契約後、発注者が受注者にその履行について指示するものは、この限りではない。

２　前項に基づく履行及びその品質の確認等に係る試験及び資料の作成に係る費用は、受注者の負担とする。

（配置する技術者）

第４条　受注者は、配置を予定する技術者（以下、「配置予定技術者」という。）として技術資料に記載した者を、契約後、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人のいずれかとして配置しなければならない。なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも１名を配置しなければならない。

ただし、橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事については、工場製作のみの期間の配置予定技術者の配置は求めない。

２　前項に基づき配置した技術者（以下、「配置技術者」という。）の途中交代は原則認めない。

ただし、交代が認められる場合としては、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

①　受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合

②　その他

なお、いずれの場合であっても、交代後に交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料の審査で評価した者と同等以上）を有する者が配置されていなければならない。

３　受注者は、前項ただし書きに基づき配置技術者を交代しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

４　必要に応じて、交代後の配置技術者が、交代前の配置技術者と同等以上※の技術能力を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

※同等以上とは、「配置予定技術者の技術能力」の合計点以上、候補者を複数挙げている場合は、合計点が最も低い者の点数以上

５　入札参加の際は、上記内容を十分考慮したうえで、配置予定技術者を選任するものとする。

（履行内容の確認）

第５条　受注者は、技術資料に基づき様式２「履行確認シート」を作成し、施工計画書に添付しなければならない。

２　受注者は、技術資料の内容を履行したときは、履行が確認できる資料を添付の上、速やかに、その旨を発注者に通知しなければならない。
３　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に受注者の立会いの上、技術資料の内容の履行を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
　なお、履行の確認にあたり必要があると認められるときは、発注者はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。
４　履行の確認又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

（技術資料の内容の不履行）

第６条　発注者は、様式３「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。
　受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額(配点1.0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし､5%を上限とする。)を支払わなければならない。この場合発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。
　なお、受注者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。
２　発注者は、技術資料の内容の履行に際して、第３条第１項ただし書きに該当する事項については、前項の定めを適用しない。

（技術資料の虚偽記載）

第７条　発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなし、その結果を受注者に通知しなければならない。なお、第４条第３項に係る資料に虚偽の記載があった場合も同様とする。
　受注者は、虚偽記載の場合、違約金として、請負代金額の５％を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。
　なお、受注者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。

（不服の申出）

第８条　受注者は、発注者から第６条または第７条の措置についての通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、発注者に不服を申し出ることができる。
　ただし、埼玉県の契約に係わる入札参加停止等の措置要綱に基づく場合を除く。